

○信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府・法務省令第二号） 様式第4

改正案	現行
<p>様式第4（第13条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>金融庁長官（財務（支）局長） 殿</p> <p style="padding-left: 150px;">（郵便番号 - ）</p> <p style="padding-left: 100px;">申請者 住 所</p> <p style="padding-left: 150px;">電話番号（ ） -</p> <p style="padding-left: 150px;">商 号</p> <p style="padding-left: 150px;">又は名称</p> <p style="padding-left: 150px;">氏 名 印</p> <p style="padding-left: 150px;">（法人等にあつては、代表者の役職氏名）</p> <p style="text-align: center;">営 業 保 証 金 取 戻 承 認 申 請 書</p> <p>下記のとおり、信託業法施行令第12条の規定により、営業保証金の取戻しの承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p><u>（記載上の注意）</u> <u>法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</u></p>	<p>様式第4（第13条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>金融庁長官（財務（支）局長） 殿</p> <p style="padding-left: 150px;">（郵便番号 - ）</p> <p style="padding-left: 100px;">申請者 住 所</p> <p style="padding-left: 150px;">電話番号（ ） -</p> <p style="padding-left: 150px;">商 号</p> <p style="padding-left: 150px;">又は名称</p> <p style="padding-left: 150px;">氏 名 印</p> <p style="padding-left: 150px;">（法人等にあつては、代表者の役職氏名）</p> <p style="text-align: center;">営 業 保 証 金 取 戻 承 認 申 請 書</p> <p>下記のとおり、信託業法施行令第12条の規定により、営業保証金の取戻しの承認を申請します。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（新設）</p>

○信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府・法務省令第二号） 様式第5

改正案	現行
<p>様式第5（第13条第3項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>金融庁長官（財務（支）局長） 殿</p> <p style="text-align: right;">（郵便番号 - ）</p> <p>申請者 住 所 電話番号（ ） - 商 号 又は名称 氏 名 印 （法人等にあつては、代表者の役職氏名）</p> <p style="text-align: center;">申 出 書</p> <p>下記のとおり、信託会社等営業保証金規則第13条第3項の規定により、権利の申出をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p><u>（記載上の注意）</u> 法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</p>	<p>様式第5（第13条第3項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>金融庁長官（財務（支）局長） 殿</p> <p style="text-align: right;">（郵便番号 - ）</p> <p>申請者 住 所 電話番号（ ） - 商 号 又は名称 氏 名 印 （法人等にあつては、代表者の役職氏名）</p> <p style="text-align: center;">申 出 書</p> <p>下記のとおり、信託会社等営業保証金規則第13条第3項の規定により、権利の申出をします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>（新設）</p>

○信託会社等営業保証金規則（平成十六年内閣府・法務省令第二号） 様式第7

改正案	現行
<p>様式第7（第15条第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>金融庁長官（財務（支）局長） 殿</p> <p style="text-align: right;">（郵便番号 - ）</p> <p>申請者 住 所 電話番号（ ） - 商 号 又は名称 氏 名 印 （法人等にあつては、代表者の役職氏名）</p> <p style="text-align: center;">営業保証金の保管替届出書</p> <p>下記のとおり、営業保証金の保管替えをしたので、信託会社等営業保証金規則第15条第4項の規定により、供託書正本を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>（記載上の注意）</u> 法第4条第1項、第8条第1項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）、第36条第2項、第37条第2項、第38条第2項、第39条第2項若しくは第50条の2第3項の申請書又は法第12条第1項若しくは第2項（法第50条の2第12項又は第52条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による届出書に婚姻前の氏名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該氏名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該氏名を括弧書で併せて記載し、又は当該氏名のみを記載することができる。</p>	<p>様式第7（第15条第4項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格A4） 年 月 日</p> <p>金融庁長官（財務（支）局長） 殿</p> <p style="text-align: right;">（郵便番号 - ）</p> <p>申請者 住 所 電話番号（ ） - 商 号 又は名称 氏 名 印 （法人等にあつては、代表者の役職氏名）</p> <p style="text-align: center;">営業保証金の保管替届出書</p> <p>下記のとおり、営業保証金の保管替えをしたので、信託会社等営業保証金規則第15条第4項の規定により、供託書正本を添えて届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（新設）</p>